

技術資料等説明書

災害時における無人化施工の現場マネジメントに関する基本協定の締結に係る公告に基づく協定締結については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成31年 2月 8日

2. 基本協定担当官等

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所長 島本 卓三

3. 基本協定の概要

(1) 基本協定名

災害時における無人化施工の現場マネジメントに関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、「九州地方整備局防災業務計画」及び「九州技術事務所防災計画」に基づき九州地方整備局が直轄管理する区間又は直轄管理区間以外（他の地方整備局、地方自治体）において、災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合、九州技術事務所が迅速かつ的確に災害支援活動を行うことを想定し、あらかじめ履行実施業者を定めておくことにより災害の拡大防止と早期復旧に期することを目的とする。

(3) 基本協定の内容

本協定の内容は、災害時における無人化施工の現場マネジメントとする。無人化施工の現場マネジメントとは、災害の拡大防止と早期復旧等に関する事項について、遠隔操縦式重機を用いた工事の施工計画を検討することを想定している。

(4) 基本協定区間及び締結予定業者数

本協定の区間は、九州地方整備局が直轄管理する区間を原則とするが、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応急対策本部長（九州地方整備局長）から要請があった場合にはその限りではない。

なお、協定締結業者数は10社程度とする。

(5) 基本協定の期間

平成31年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで

(6) 基本協定締結業者の選定

本基本協定締結業者の選定については、九州地方整備局管内における次の項目等を「別添一」の評価項目及び評価基準に基づき総合的に評価し、決定するものとする。

- ① 工事又は業務の実績
- ② 災害時における応急復旧工事又は関係する業務の実績
- ③ 災害時における協定締結実績
- ④ 事務所までの距離
- ⑤ 派遣技術者の実績

(7) その他

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に災対機械等の出動等を行う場合は、当該基本協定締結業者の中から、前項（6）の評価に基づき協定締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに請負契約を締結するものとする。

また、無人化施工の現場マネジメントを行うにあたっては関係法令等を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後においても、災害等の発生や要請がなかった場合は、無人化施工の現場マネジメントの出動等を行わないことがあることを付記する。

なお、本協定締結後は、保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災（機労材）検索くん」に登録するものとする。

4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度の「土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」申請をしていること。ただし、平成31年4月1日時点において認定を受けていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

①手続開始の決定を受けていること。

②手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ) 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

(4) 基本協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期限の日から協定締結の日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 九州地方整備局管内に本店、支店または営業所が所在し、以下のいずれかの資格を保有する技術者が在勤であること。

技術士（総合技術監理部門、建設部門、応用理学部門[選択科目：地質]）

RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、地質部門）を有する者

(7) 平成16年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）または工事（元請けの実績のみ。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る）について、遠隔操縦式重機を用いた業務又は工事に関する実績を有すること。なお、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した契約金額100万円を超える業務又は工事を対象とする。

(8) 本協定は災害時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。

(9) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保

險期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

5. 担当部局

〒830-8570

福岡県久留米市高野1丁目3番1号

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 火山防災減災課

担当：火山対策第係主任 山本（内線343）

電話 0942-32-8245（代）

FAX 0942-32-8220

6. 基本協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期限、場所および方法

（1）提出期間：平成31年2月8日（金）から平成31年3月6日（水）までの土曜日、日曜日および祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

（2）提出場所：〒830-8570

福岡県久留米市高野1丁目3番1号

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 火山防災減災課

（3）提出方法：持参または郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。）により提出する。

7. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

（1）評価項目と評価基準

「別添一」の各評価項目について評価基準に基づき評価する。

8. 技術資料の作成

技術資料は、「9. 技術資料の作成方法及び留意事項」に基づき作成するものとする。

9. 技術資料の作成方法及び留意事項

記載事項	作成方法及び留意事項
（1）基本協定締結参加申請書	① 提出様式は〔様式一1〕とする。 ② 代表者印を押印すること。
（2）業務又は工事の実績	① 提出様式は〔様式一2〕とする。 ② 平成16年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）または工事（元請けの実績のみ。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る）について、代表的な遠隔操縦式重機を用いた工事又は関係する業務実績を1件記載する。 なお、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した契約金額100万円を超える業務又は工事を対象とする。 ただし、（3）の災害時における応急復旧工事等の実績は対象外とする。

(3) 災害時における応急復旧工事又は関係する業務の実績	<p>① 提出様式は〔様式一2〕とする。</p> <p>② 平成16年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)または工事(元請けの実績のみ。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る)について、代表的な災害時の応急復旧工事又は関係する業務実績を1件記載する。 なお、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した契約金額100万円を超える業務又は工事を対象とする。</p>
(4) 災害時における協定定締結実績	<p>① 提出様式は〔様式一2〕とする。</p> <p>② 災害時対応に関する協定について、平成16年度以降公示日までに締結したものの中から、代表的な実績を1件記載する。協定の相手方は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人とする。なお、協定は単体(経営共同企業体を除く)での締結実績とする。</p>
(5) 派遣技術者の所属する部署の所在地	<p>① 提出様式は〔様式一3〕とする。</p> <p>② 派遣技術者の在籍部署の所在地を記載する。</p> <p>③ 在籍部署が複数箇所存在する場合、九州技術事務所より近い順から2カ所を記載する。</p> <p>④ 九州技術事務所までの距離は、一般国道の使用による距離を記載すること。</p> <p>⑤ 遠隔操縦式重機を用いた工事または関係する業務の実績を記載すること。</p>

※ 上表中(1)について、「4.(2)」を証明できる資料(申請時の受付票・受理票の写し等)を添付すること。

※ 上表中(2)、(3)、(4)、(5)⑤を証明できる資料(コピー等)を添付すること。

10. 技術資料等説明書に対する質問等

(1) 技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間 : 平成31年2月12日(火)～平成31年2月22日(金)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所 : 5.に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参、FAXまたは郵送等(提出期間内に必着。)により提出する。
- ④ 担当者 : 火山防災減災課 火山対策係主任 山本(内線343)

(2) (1)に対する回答は、質問を受理した日から3日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に次により回答する。

- ① 回答方法 : 紙による閲覧。
- ② 回答の閲覧場所 : 5.に同じ。
- ③ 回答の閲覧期間 : 平成31年3月6日(水)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

11. 基本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、提出された技術資料を「別添一」の評価基準に基づき総合的に評価し、決定する。

その結果は、平成31年3月14日(木)までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

また、結果通知受理後、基本協定締結業者は、協定締結の日までに競争参加資格の認定を証明する書類(資格審査結果通知書の写し等)を5.の担当部局まで提出(FAXにて通知し、その

後郵送で可。) すること。

12. その他

- (1) 技術資料の作成提出に係わる費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

別添－1 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1. 工事又は業務の実績 [様式－2]	<p>■ 遠隔操縦式重機を用いた工事又は関係する業務の実績(1件) 平成16年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）または工事（元請けの実績のみ）。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る）を対象として、遠隔操縦式重機を用いた工事又は関係する業務の実績について、次のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①モニター画面のみの遠隔操作による工事 ②直接目視、モニター画面併用の遠隔操作による工事 ③直接目視での遠隔操作による工事 	① 10 ② 7 ③ 3
2. 災害時における応急復旧工事又は関係する業務の実績 [様式－2]	<p>■ 災害時における応急復旧工事又は関係する業務の実績(1件) 平成16年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）または工事（元請けの実績のみ）。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る）を対象として、次のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①九州地方整備局本局、事務所、管理所発注の応急復旧工事 ②①以外の応急復旧工事 ③実績なし 	① 10 ② 6 ③ 0
3. 災害時における協定締結実績 [様式－2]	<p>■ 災害時における応急復旧工事に関わる協定締結実績(1件) 平成16年度以降公示日までに締結した協定について、次のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①九州地方整備局本局、事務所、管理所との協定締結 ②①以外の協定締結 ③協定締結実績なし 	① 10 ② 6 ③ 0
4. 事務所までの距離 [様式－3]	<p>■ 事務所までの距離 派遣技術者の所属する部署の所在地から九州技術事務所までの距離について、次のとおり評価する。 なお、複数ある場合は、最も近い場所を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①30km以内 ②45km以内 ③60km以内 ④60km超 	① 10 ② 7 ③ 3 ④ 0
5. 派遣技術者の実績 [様式－3]	<p>■ 派遣技術者の実績 派遣技術者の遠隔操縦式重機を用いた工事の施工又は関係する業務実績について、次のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実績あり ②実績なし 	① 5 ② 0

基本協定締結参加申請書

平成 年 月 日

国土交通省 九州地方整備局
九州技術事務所長
島本 卓三 殿

住 所

会社名
代表者

平成31年2月8日付で公告がありました、「災害時における無人化施工現場マネジメントに関する基本協定の締結」参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、下記1～5に掲げる添付資料及び6に掲げる事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- | | | | |
|-------------|------------|-----------------------------|--------|
| 1. 技術資料等説明書 | 9. (2) | に定める工事又は業務の実績を記載した書面 | [様式-2] |
| 2. 技術資料等説明書 | 9. (3) | に定める応急復旧工事又は業務の実績を記載した書面 | [様式-2] |
| 3. 技術資料等説明書 | 9. (4) | に定める協定締結実績を記載した書面 | [様式-2] |
| 4. 技術資料等説明書 | 9. (5) | に定める派遣技術者の所属する部署の所在地を記載した書面 | [様式-3] |
| 5. 技術資料等説明書 | 4. (1)～(9) | に定める条件を満たしていること | |
| 6. 問い合わせ先 | | 担当者 : | |
| | | 部 署 : | |
| | | 電話番号 : | |

〔様式－2〕

会社名 :

9. (2)工事又は業務の実績（1件記載）

実績	契約等件名	
	契約の相手方	担当部署 :
		機関の別 :
	契約期間	
契約内容の概要		

9. (3)災害時における応急復旧工事又は業務の実績（1件記載）

災害対応実績	契約等件名	
	契約の相手方	担当部署 :
		機関の別 :
	契約期間	
災害対応の内容		

9. (4)災害時における協定締結実績（1件記載）

協定締結実績	協定等名	
	協定の相手方	担当部署 :
		機関の別 :
	協定期間	
協定の内容		

※ 記載にあたっての留意点は、以下のとおりです。

1. 契約の実績がわかるものの写しを添付して下さい。(記入内容が判明するページのみで可)
2. 実績、応急復旧工事等の実績が判断できる資料(契約書、災害時における出動等要請書、協議書等)の写し、協定書の写しを添付して下さい。(記入内容が判明するページのみで可)
3. 契約等件名や協定等件名は、正式な件名を記入して下さい。
4. 契約や協定の相手方は、正式名称を記入して下さい。

[様式－3]

会社名 :

9. (5) 派遣作業員の所属する部署の所在地

①派遣作業員の所属する部署の所在地

営業所－1

名称 :

住所 :

九州技術事務所までの距離:

km

〃 時間:

分

遠隔操縦式重機を用いた工事又は業務の実績:

・実績あり

・実績なし

営業所等－2

名称 :

住所 :

九州技術事務所までの距離:

km

〃 時間:

分

遠隔操縦式重機を用いた工事又は業務の実績:

・実績あり

・実績なし

※ ・所属する部署が複数箇所存在する場合、九州技術事務所より近い順から2カ所を記載してください。

・九州技術事務所までの距離は、一般道での距離を記入して下さい。

・営業所から九州技術事務所までの距離が確認できる資料(地図等)を添付して下さい。